

内閣総理大臣 高市 早苗様
内閣官房長官 木原 稔 様
防衛大臣 小泉 進次郎様

『殺傷能力のある武器輸出に抗議し、平和を希求する声明』

2026年4月21日、高市政権は、「防衛装備移転三原則」とその運用指針の見直しを閣議決定し、殺傷能力のある武器輸出を解禁しました。これは、憲法9条に抵触し、間接的に武力行使に加担することです。私たちは、人権やいのちを求めるが故に、この決定に強く抗議いたします。更に、国会での説明や議論も不十分、かつ主権者の理解も得ていないことから、国会や民主主義の軽視と言わざるを得ません。

日本が武器輸出を禁止したのは、朝鮮戦争やベトナム戦争で日本の兵器が使われ、多くの人が亡くなったことへの反省があります。1976年に三木内閣が平和国家としての立場を堅持し、国際紛争の助長を回避するために宣言し、1981年の衆参本会議で武器輸出全面禁止を全会一致で決議しました。2014年に安倍政権が、武器輸出禁止を「原則可能」とする「防衛装備移転三原則」へと移行した際も、殺傷能力のある武器輸出については「5類型」を設けたのです。

2026年3月の国会答弁において、武器輸出解禁について高市首相は、「日本経済の成長にも繋がる」などと述べていますが、それは経済成長を促すための武器使用を、なお一層求めることになるのではないのでしょうか。4月21日の閣議決定後の記者会見で木原官房長官は、「武器輸出が日本の安全を確保し、地域と国際社会の平和と安定に一層寄与するものだ」と述べ、同日の記者会見で小泉防衛大臣は記者の質問に対して、「私自身、地域や国際社会の平和と安定のため、防衛装備品について各国に対するトップセールスを一層強化していきたいと思います」と、述べています。加えて、「武器を輸出しても平和主義国家に変わりはない」という、高市首相の答弁は空しく響きます。これらの政府関係者の言葉から、いのちの愛おしさを感じ取ることはできません。

本来、政府は国民の生命と財産を守る責務を負います。権力の座にある人が、憲法を守る責任を持つのです。子どもや女性を含む人々が、安心して暮らせるよう、外交努力によって戦争に至らせないことが、政府の最も大切な仕事です。殺傷能力のある武器を輸出したり、国内にミサイルを配備したりすることが、ひいては主権者を危険に晒すことに繋がると危惧します。もはや、日本が平和国家ではなく、戦争をする国と見なされてしまうからです。

戦争は、歴史が示すように性暴力を生み出してきました。性暴力は、その人の魂を殺すと言われます。被害が外国であれば、関係ないということではありません。世界の人々は、どんな時代にあっても、どこに住んでいても、幸せに生きる権利を持っています。その権利を奪う自由は、誰にもありません。私たちは、世界のすべての人々が、神に与えられたいのちを自分らしく生きることができるよう、平和といのちを求めます。

2026年4月27日

日本パプテスト連盟 性差別問題特別委員会